

監査公表第 619 号

平成 21 年 7 月 31 日付け市長の要求に基づく監査の結果を受けて講じた措置について、地方自治法第 199 条第 12 項前段の規定により京都市長から通知があったので、同項後段の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

平成 21 年 10 月 20 日

京都市監査委員 内 海 貴 夫
同 日 置 文 章
同 不 室 嘉 和
同 出 口 康 雄

| 監 査 の 結 果 |
|--|
| 1 監査の結果 (2) 看護学修得事業補助金に係る事務の執行について オ 市長に対し措置を求める事項 (ア) 所管課関係 a 補助金が補助対象外の経費に充当されたと認められる額である平成 19 年度の 72 万 9,051 円及び平成 20 年度の 67 万 2,750 円の合計 140 万 1,801 円について、連盟に対し返還を請求されたい。 |

| 講 じ た 措 置 |
|--|
| 社団法人京都市保育園連盟に支出した平成 19 年度及び平成 20 年度の看護学修得事業補助金が補助対象外の経費に充当されたと認められる額である 140 万 1,801 円について、平成 21 年 8 月 27 日付けで同連盟に返還請求し、平成 21 年 9 月 7 日に収入を確認した。 また、平成 16 年度、平成 17 年度及び平成 18 年度の同補助金について調査した結果、3 年間の合計で 210 万 3,627 円が補助対象外経費に充当されたと認められたため、この額についても、平成 21 年 8 月 27 日付けで同連盟に返還請求し、平成 21 年 9 月 7 日に収入を確認した。 |

(監査事務局第二課及び第三課)